

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業価値の増大及び企業競争力向上のため、経営判断の迅速化を進めております。会社の意思決定機関である取締役会を活性化するために、各事業本部への権限委譲を進めることで業務執行の責任の明確化を図っております。

また、これらの意思決定プロセスのチェック機能として、社外取締役の登用や電子ツールを活用した情報の共有化など、不正を防止する仕組みを構築し、企業統治に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社モリナカホールディングス	6,450,000	41.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	683,100	4.41
エフアンドエム従業員持株会	671,648	4.34
株式会社光通信	569,900	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	507,800	3.28
森中 一郎	453,600	2.93
奥村 美樹江	320,900	2.07
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	218,600	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	114,000	0.74
小林 裕明	113,500	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大野 長八	他の会社の出身者											
宗吉 勝正	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 長八	○	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和61年8月 株式会社ベンチャー・リンク取締役就任 平成12年4月 大野アソシエーツ代表(現任) 平成18年8月 株式会社ガイアックス社外取締役就任(現任) 平成19年6月 当社社外監査役就任 平成27年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	＜招聘理由＞ 経営者としての経験が豊富で、中小企業の支援指導にも長年携わるなど、幅広い見地から公正中立な監督・助言が得られるため。 ＜独立役員指定理由＞ 当社及び当社グループ会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから高い独立性を確保しており、監査等委員である社外取締役として一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。 なお、大野氏は左記の他の会社等の役員等ではありますが、現任する他の会社等と当社は人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

宗吉 勝正	○	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和43年4月 大阪国税局入局 平成14年7月 豊岡税務署長 平成20年7月 高松国税局長 平成21年9月 宗吉勝正税理士事務所開業（現任） 平成22年6月 株式会社上組社外監査役就任（現任） 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 平成28年6月 金井ホールディングス株式会社社外監査役就任（現任） 平成28年6月 金井重要工業株式会社社外監査役就任（現任）	＜招聘理由＞ 税理士としての専門的な知識・経験等により、職務を適切に遂行できると判断したため。 ＜独立役員指定理由＞ 当社及び当社グループ会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから高い独立性を確保しており、監査等委員である社外取締役として一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。 なお、宗吉氏は左記の他の会社等の役員等ではありますが、現任する他の会社等と当社は人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
-------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	
監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた管理本部所属の従業員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、管理本部長等の指揮命令を受けないものとしております。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
監査結果について年度末及び必要に応じて、監査等委員及び会計監査人とディスカッションを実施いたします。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社が業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社取締役に對し無償で発行した新株予約権の総数は50個です。

--

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上や株主重視の意識を高めるためのインセンティブとして、当社及び当社子会社の取締役、当社及び当社子会社の従業員にストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第25期定時株主総会の決議により、年額2億円以内としております。また、当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第25期定時株主総会の決議により、年額3千万円以内としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

取締役会への出席を要請するにあたり、取締役会議案並びに関係資料等を事前に提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社グループでは、企業価値の増大及び企業競争力向上のため、経営判断の迅速化を進めております。会社の意思決定機関である取締役会を活性化するために、各事業本部への権限委譲を進めることで業務執行の責任の明確化を図っております。また、これらの意思決定プロセスのチェック機能として、当社グループでは社外取締役の登用や電子ツールを活用した情報の共有化などの不正を防止する仕組みを構築することで、企業統治に努めております。

1. 取締役会

取締役会は、取締役10名(男性9名・女性1名)で構成され、各事業本部より立案された案件について迅速な意思決定を行うとともに、その適法性及び業務執行に対する監査機能を的確に果たすための体制を構築しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役1名及び独立役員として指定している監査等委員である社外取締役2名で組織し、監査等委員会規則に則り、取締役会等の主要な社内会議への臨席及び重要書類の閲覧により監査手続を実施しております。

3. 会計監査

平成28年3月期の会計監査は監査法人彌榮会計社が担当しており、会計監査の実施とともに諸制度の変更などにも速やかに対応する環境を整えております。業務を執行した公認会計士の氏名及び提出会社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成の概要は下記の通りです。

(1) 業務執行公認会計士の氏名

業務執行社員 代表社員 公認会計士 林 光行

業務執行社員 代表社員 公認会計士 薩摩嘉則

(2) 所属する監査法人名

監査法人彌榮会計社

(3) 当社に係る継続監査年数

業務執行社員 代表社員 公認会計士 林 光行 平成26年3月期より3年間

業務執行社員 代表社員 公認会計士 薩摩嘉則 平成24年3月期より5年間

(4) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士が6名、その他の者1名の合計7名です。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく監査報酬は18,000千円です。それ以外の業務に基づく監査報酬はございません。

4. 内部監査

内部監査は、組織上独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、主要会議、議事録、稟議書等の閲覧及び実地調査により監査手続を実施しております。また、監査結果について年度末及び必要に応じて、監査等委員及び会計監査人とディスカッションを実施いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループでは、企業価値の増大及び企業競争力向上のため、経営判断の迅速化を進めております。会社の意思決定機関である取締役会を活性化するために、幹部会議をはじめとする各事業本部への権限委譲を進めることで業務執行の責任の明確化を図っております。監査等委員である社外取締役2名を独立役員として指定しており、社長を含む経営陣の業務執行に対して外部からの十分な監視機能を整えております。また、監査機能としての監査等委員である取締役・社外取締役・内部監査室・会計監査人の相互連携に加えて、コンプライアンス委員会によるコンプライアンス経営の強化を図っております。社外取締役は、その独立性・公正性を有した監督・助言を行い、監査の実効性・透明性をより高める役割を担っております。

上記の体制を採用することで、経営の効率性と外部を含めた経営監視機能が十分に機能し、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第26期定時株主総会招集ご通知につきましては、法定期日の5営業日前の平成28年6月6日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第26期定時株主総会につきましては、3月期決算会社の定時株主総会集中日の1営業日前の平成28年6月28日に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。 https://www.fmltd.co.jp/ir/management/disc.html	
IR資料のホームページ掲載	決算情報やプレスリリース、株主通信等の情報を掲載しております。 https://www.fmltd.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコキャップ回収、地域清掃活動の参加をしております。また、寄付金機能付自動販売機の導入、大阪本社近隣の小学校への新聞ラックの寄付をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべての株主及び投資家の皆様に対して、適時、正確かつ公平な情報を提供するために、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に沿って情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、株主及び投資家の皆様に当社を理解していただく上で有用と判断される場合は、積極的に開示していく方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、内部統制システムの整備の基本方針を定め、当該方針に従って以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、信頼される誠実な企業であるために、コンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命し、全社的な取り組みを横断的に統括するコンプライアンス法務室を総務部の中に設置する。コンプライアンス・ホットラインによりコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、その運営にあたっては、公益通報者保護法を遵守し、通報者に不利益がないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理・保存に関する統括責任者として担当取締役を任命し、文書管理規程に基づいて、取締役の職務執行に係る情報その他重要な情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、各々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、文書管理規程の改定については取締役会の承認を得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を任命し、リスク管理担当取締役を補佐する統括責任部署を総務部とし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行う。リスク管理担当取締役は、必要に応じて全社のリスク管理の進捗状況と内部監査の結果を、取締役会及び監査等委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の中から各取締役の職務執行の効率性に関する統括責任者として担当取締役を任命する。担当取締役は、各取締役の職務執行の効率性に関するレビューを行い、必要に応じてその結果を取締役会へ報告する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団(グループ)における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、統括責任者として担当取締役を任命する。子会社を管掌する役員又は本部長は、当社及びグループ会社間での業務の適正確保に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を行い、必要に応じて改善策の指導、実施の支援・助言を行うことができる。子会社を管掌する取締役又は本部長、及び子会社社長は、各部門の業務の適正を確保する制度の確立と運用の権限と責任を有する。子会社を管掌する取締役又は本部長は、子会社に対し子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告を求め、それらが効率的に行われること、法令及び定款に適合することを確保するとともに、損失の危険を監視し、業務の適正管理に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて取締役及び管理本部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた管理本部所属の従業員は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、管理本部長等の指揮命令を受けないものとする。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

9. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員、子会社の取締役、監査役、従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員、当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法については、取締役会と監査等委員会との協議により決定した方法によるものとする。

10. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、公益通報者保護法を遵守し、監査等委員会への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底し、通報者に不利益がないことを確保する。

11. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じて各業務執行取締役及び重要な各従業員からのヒヤリングを行うことができるものとする。また、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催することができる。監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保するものとする。監査等委員会は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを積極的に活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社は、反社会的勢力排除につき、反社会的勢力隔絶のための対策指針に明文化する。反社会的勢力対応部署を設置する。対応に際しては、代表取締役社長以下、組織全体として対応する。

2. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、不当要求の際には、民事と刑事の両面から法的対応を行い、対応する従業員の安全を確保する。

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力への資金提

供は、絶対に行わない。

4. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 決定事項

決定事項に関する重要な情報については、情報開示責任者である管理本部長へ情報を集約した後、取締役会で決議します。その後、情報開示責任者の指示により、経理部より速やかに行っております。

2. 発生事項

発生事項に関する重要な情報については、情報開示責任者である管理本部長へ情報を集約し、一元管理を行い、取締役会で決議します。その後、情報開示責任者の指示により、経理部より速やかに情報開示を行っております。適時開示の意思決定機関である取締役会は、月1回の開催ですが、必要に応じて適時開示しております。

3. 決算情報

決算に関する情報及び業績予想の修正等については、経理部にて決算等の情報を収集、資料作成等を行い、情報開示責任者である管理本部長を通じて取締役会へ報告・付議し、取締役会にて承認いたします。その後、情報開示責任者の指示により、経理部より速やかに情報開示を行っております。

株 主 総 会

